

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年10月1日に、資格喪失日に係る記録を40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月1日から40年10月1日まで

私は、昭和39年10月1日から40年9月30日まで、A社に勤務しており、B社から一緒に入社した同僚3人は厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、私のみが申立期間について厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB社からA社と一緒に入社したと供述する3人の同僚の氏名が、社会保険庁のオンライン記録において、両社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、及びその他の同僚の供述により、申立人はA社に勤務していたことは推認できる。

また、申立人が申立期間後の昭和42年7月から勤務していた事業所が保管する申立人に係る履歴書を見ると、申立人は、A社に39年10月に入社し、40年9月に退社した旨の記載が確認できる。

さらに、当時の複数の同僚からは、A社では入社と同時に厚生年金保険に加入させていた旨の供述が得られたほか、申立人及び複数の同僚が供述した当時の同社土木部門の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数が一致するため、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和39年10月1日から40年9

月 30 日まで、A 社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、B 社及び A 社での申立人及び上記の 3 人の同僚の社会保険事務所の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者原票の健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 10 月から 40 年 9 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 1 日から同年 12 月 27 日まで

私は、平成 3 年 3 月 1 日から同年 12 月 27 日まで、A 社の B 課に臨時的任用職員として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、私は、申立期間後の平成 7 年にも A 社に臨時的任用職員として勤務しており、当該期間は厚生年金保険に加入している。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 社の上部機関である C 社が提出した在職証明書により、申立人は、申立期間において、同事業所の B 課に臨時的任用職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、当時の A 社の総務担当者は、「申立期間当時、A 社では、臨時的任用職員について、雇用保険には全員加入させていたものの、厚生年金保険には希望者のみ加入させていた。その後平成 5 年ごろからは、上部機関からの指示により、厚生年金保険にも全員加入させることとなった。」旨を供述している上、C 社が保管する雇用記録台帳により、平成 2 年度及び 3 年度において、同事業所に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる 39 人のうち 23 人は、社会保険庁の記録によると、同事業所での勤務期間は厚生年金保険に未加入であることが確認できることから、申立期間当時、同事業所では、厚生年金保険には希望者のみ加入させていたことがうかがわれる。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市町村の記録によると、申立人は、申立期間当時、国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

加えて、C社には、申立期間当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の同僚等からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。